

「保育の必要性」の認定に必要な書類確認表

1. 認定について

「保育の必要性」の認定を受けると、幼稚園の預かり保育を利用する際の利用料が、以下の給付上限額の範囲内で無償化の対象となります。認定には条件がありますので、保護者それぞれの状況に合わせて全員分を提出してください。

(令和8年9月分まで) 日額 450 円×月の利用日数、または月額 11,300 円のいずれか低い方

(令和8年10月分から) 日額 490 円×月の利用日数、または月額 12,300 円のいずれか低い方

2. 必要書類

①施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）

②以下の保育の必要な事由を証明する書類（**両親ともに必要**）

事由		必要書類	注意事項
就 労	居宅外労働 (会社員・パート・外交員等)	●就労証明書 ※事業主であっても、法人格を持つ会社の代表者の場合は、 <u>こちらとなります。</u>	・月に60時間以上の就労が要件(就労要件)となるため、就労証明書に「勤務日数」、「勤務時間」、「雇用期間(無期、有期など)」の記入があるかご確認ください。 ※就労要件を満たしていない場合、または書類に不備がある場合は、受付できません。 ※1か月あたりの就労時間数が60時間以上であることを必ず確認してください。
	自営業 (個人事業主)	●就労証明書 ●確定申告書の写し(前年分) ※事業を開始したばかりで確定申告をしていない場合は、税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写しをご提出ください。	・就労証明書は、認定申請時点の状況を雇用主に記入していただくようお願いします。 ・自営業(個人事業主)の就労証明書については、事業の内容等を業種欄に記入してください。 ※事業専従者(家族従業員)は、就労証明書を事業主に記入してもらい提出してください。
疾病・障がい		●疾病・障がい状況申告書 ●医師の診断書・身体障害者手帳の写し等	・医師の診断書は、 <u>保育が困難であることが分かるとともに、療養に係る見込み期間の記載のあるもの</u> を提出してください。 ・身体障害者手帳等は、 <u>氏名と障がいの程度が分かる部分の写し</u> をご提出ください。
同居親族または、長期入院をしている親族の介護・看護		●介護・看護状況申告書 ●要介護度が記載されている介護保険証の写しや介護・看護が必要なことがわかる診断書等	・介護・看護にあたる場合は、 <u>就労要件の時間と同等の時間を要すことが必要</u> となります。
出産		●母子手帳等の出産予定日が分かるものの写し	・出産予定月を中心に産前2か月、産後2か月の5か月間のみ対象です。
就学		●就学・職業訓練等状況申告書 ●学生証等(在学証明)の写し ●受講状況が分かるものの写し	・学校教育法に規定される教育施設、職業能力開発促進法に規定される職業訓練校等に限ります。 ・ <u>就労要件の時間と同等の時間を要すことが必要</u> です。
上記以外		※保育幼稚園課へお問い合わせください。 Tel0569-84-0660 (ダイヤルイン)	